

休眠預金関連資料

平成24年8月7日

国家戦略室

1. 休眠預金の発生・払戻状況

A 銀行等金融機関

| | 発生(a) | 払戻し(b) | 払戻し率 (b)/(a) |
|--------|-----------|--------|-----------------|
| 金額ベース | 約850億円 | 約350億円 | 約40% |
| 口座数ベース | 約1,300万口座 | 約75万口座 | 約6% |

(注) 銀行等金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫
非公表データからの年間実績に基づき推計（口座数ベースは22年3月末を基に推計）
発生口座の1口座当たり平均額：約 6,500円
払戻口座の1口座当たり平均額：約47,000円

B 農漁協系統金融機関

| | 発生(a) | 払戻し(b) | 払戻し率 (b)/(a) |
|--------|--------|--------|-----------------|
| 金額ベース | 約24億円 | 約6億円 | 約25% |
| 口座数ベース | 約58万口座 | 約4万口座 | 約7% |

(注) 23年3月末の非公表データ
発生口座の1口座当たり平均額：約 4,100円
払戻口座の1口座当たり平均額：約15,000円

2. 諸外国における休眠預金の制度

現在、調査中。法制上の仕組みに関する論点、活用実績はまとまり次第報告。
現時点で判明している情報は以下のとおり。(※今後の調査の進捗により修正あり得る)

| 国名 | 休眠期間 | 口座移管先 | 移管後の対応 |
|-------|------------------------|------------------------|---|
| 米国 | ・休眠期間3年～7年程度の預金(州別に規定) | ・各州の未請求債権管理部署 | ・払戻請求時:返還 ・預金者照会先:州政府 ・管理:州政府 |
| カナダ | ・休眠期間10年の預金 | ・中央銀行 | ・払戻請求時:金額により差異 1,000カナダドル以上(100年後没収) 1,000カナダドル未満(30年後没収) ・預金者照会先:中央銀行 ・管理:中央銀行 |
| 仏国 | ・休眠期間10年の預金 | ・貯蓄供託公庫(政策金融機関) | ・払戻請求時:返還(20年に限り) ・預金者照会先:貯蓄供託公庫 ・管理:貯蓄供託公庫 |
| 英国(注) | ・休眠期間15年の預金 | ・「請求基金(Reclaim Funds)」 | ・払戻請求時:返還 ・預金者照会先:基金等 ・管理:基金(社会福祉事業等に利用) |
| 韓国(注) | ・休眠期間5年の預金 | ・「休眠預金管理財団」 | ・払戻請求時:返還 ・預金者照会先:取引金融機関 ・管理:基金(社会福祉事業等に利用) |

(注)英国、韓国においては、休眠預金を検索することができるシステムを開発・導入している

3. 休眠預金活用の検討の前提

○休眠預金活用の検討の前提として、以下の項目を成長ファイナンス推進会議中間報告(2012年5月8日)で提示。

預金者からの支払要求には応じる仕組みにする

過去の休眠預金に遡って活用の対象とはしない

しかるべき法的措置を講じる

4. 休眠預金活用に向けた取組み・スケジュール

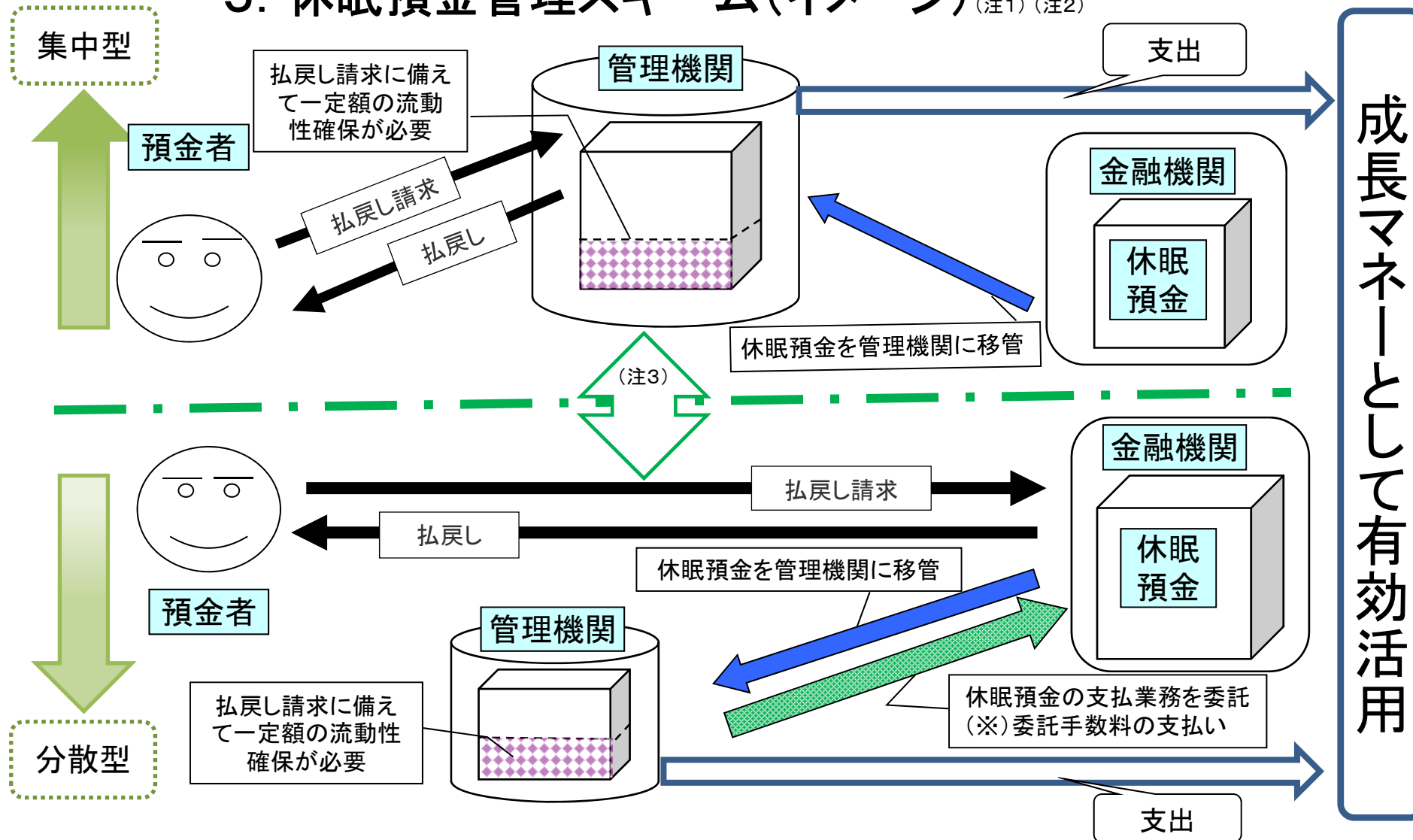
【成長ファイナンス推進会議 とりまとめ（2012年7月9日）】

・休眠預金の活用に向け、外部専門家による事務態勢面、コスト面等にかかる調査(フィージビリティ・スタディ)を踏まえた、具体的な仕組み・制度案の検討を2012年度中に完了する。併せて、各金融機関の休眠預金について継続的な計数の把握・開示のあり方について検討し、成案を得る。

・休眠預金の管理体制については、休眠預金を一元的に管理する機関を設ける制度案を中心に検討する。なお、データ管理や預金者への払戻し等については、フィージビリティ・スタディの結果を踏まえ、実効性のある運営方法を検討する(2012年度中)。

・上記検討の完了後、早期の休眠預金活用開始に向け、2013年度中にその活用策の検討を含む必要な制度整備を終え、2014年度中に休眠預金の管理・活用に向けた体制を構築する。

5. 休眠預金管理スキーム(イメージ) (注1) (注2)



(注1) 休眠預金を一元的に管理する機関を活用したスキームの中でも、集中型から分散型まで様々な形態が考えられるところ、あくまで幅を持って解されるイメージであり、このイメージに基づく今後のフィージビリティ・スタディを経て、具体的な制度設計が行われることとなる。

(注2) 「集中型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを含めて基本的に全ての事務を管理機関で行うことを前提。一方、「分散型」では、預金者に対する休眠預金の払戻しを金融機関に委託し、各金融機関において預金者に払戻しを行うことを前提。

(注3) 集中型・分散型の間中間的な形態も考える。

6. 休眠預金活用について

【成長ファイナンス推進会議(第3回)〈2012年7月9日〉】(古川大臣発言)

・資金の用途については、預金であることに十分配慮しつつ、海外の事例も参考にして、NPOやベンチャー企業、金融機関等、関係者から幅広く意見を聞き、預金者の理解も得られるよう丁寧に議論を行う。

【衆議院予算委員会〈2012年7月12日〉】(古川大臣答弁)

・NPOとか、新しい創業、起業をするような、そういう分野に使うことを考えていきたい。用途については、これはもともと預金者のお金であるということも考えて、さまざまな方々からこれから意見を聞いて決めていきたい。

(参考) 日本再生戦略「金融戦略」 工程表

(1) III 新たな資金循環による金融資本市場の活性化 ～ 金融戦略 ～

